

## 岡崎市障がい者歯科診療事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岡崎歯科総合センターにおける障がい者歯科診療事業に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象となる事業と交付額の算定方法)

第2条 補助金の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、一般社団法人岡崎歯科医師会が行う障がい者歯科診療事業とする。

- 2 補助対象経費（その実施に必要な経費のうち、補助金となる対象をいう。以下、同じ。）は、別表左欄のとおりとし、同表右欄により算出された額を予算の範囲内において交付する。
- 3 補助対象事業の実施期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 暴風警報及び特別警報発令時において、事業実施予定日の事業がすべて中止された場合は、当該日の事業に要した経費は補助金交付の対象とならないものとする。

### (申請の手続)

第3条 申請は、規則第5条の規定に基づき、別に定める市費補助金等交付申請書に次の各号に示す書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費所要額調
- (3) 収支予算書

- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、当該年度の4月1日とする。

### (交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、その旨を交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

### (計画変更の承認)

第5条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとする場合、又は補助事業等に要する経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号について定める変更については、この限りではない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

### (補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては速やか

に市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延)

第7条 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第9条の規定に基づき、補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業等の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績の報告は、規則第10条に定める実績報告書に次の各号に示す書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 経費所要額調
- (3) 収支精算書（項目ごとの支出の状況が分かる資料を添付すること）
- (4) 患者数等報告書

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合も含む。以下同じ)の日から起算して10日を経過した日とする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第1項に基づく実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、交付条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、その旨を交付確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支出)

第11条 補助金の支出は、前条に規定する額の確定後請求に基づき交付するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

4 市長は、事業により取得し、又は効用の増加した財産の状況について、補助事業者に報告を求めることができる。

(実施細則)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の

規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以降も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	交付額
<p data-bbox="167 481 791 566">障がい者歯科診療のために必要な以下に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="167 622 791 707">1 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)</li><li data-bbox="167 719 791 804">2 材料費(薬品費、診療材料費、医療消耗品等)</li><li data-bbox="167 815 791 900">3 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等)</li><li data-bbox="167 911 791 952">4 役務費(通信運搬費、広告料等)</li><li data-bbox="167 963 791 1003">5 機器賃借料</li><li data-bbox="167 1014 791 1055">6 備品購入費</li><li data-bbox="167 1066 791 1106">7 その他の費用(研究研修費、図書費等)</li></ol>	<p data-bbox="820 481 1425 566">以下のア及びイを比較し、いずれか少ない方の額(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p data-bbox="820 622 1425 663">ア 補助対象経費の支出額の2分の1</p> <p data-bbox="820 674 1425 804">イ 補助対象経費の支出額から診療収入及び寄付金その他の収入額(補助対象経費に関するものに限る)を控除した額</p>